

健康研究助成制度

令和4年度募集要項

公益財団法人シオノ健康財団

1. 助成の趣旨

この法人が健康の保持増進に関する医学的・薬学的な研究に対して助成することを目的として制定した「健康研究助成制度」に基づき、当該活動を奨励することによって、健康で活力ある社会の実現に寄与しようとするものです。

2. 応募資格

以下の(1)～(5)のすべてに該当すること。

- (1) 健康に関する医学的・薬学的研究に従事していること
- (2) 申請する研究分野において2年以上の実績があること
- (3) 原則として国内における研究であること
- (4) 原則として営利を目的としない活動であること
- (5) 活動状況及び成果について適正に報告できること

※個人又はグループ・団体であるかを問わない

※単独研究又は共同研究であるかを問わない

※本助成金を受領した者が再申請をするときは、前回受領期間後3年を経過する必要がある、また受領回数は原則2回までとする

なお、3回目以降は申請書の内容、過去の完了報告書の成果及び内容により、適宜検討することとする

3. 対象となる活動の一例

- 生活習慣病等の疾病予防に関する研究
- メンタルヘルスの保持増進に関する研究
- 認知症予防に関する研究
- 運動による健康の保持増進に関する研究
- 薬品や食品による健康の保持増進に関する研究
- 生活衛生の向上に関する研究 など

※上記以外の研究活動であっても、選考委員会が適当と判断した場合は選考対象とします。

4. 対象となる研究期間

原則として、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に行う研究活動

但し、研究内容により、上記の期間の1年に限定せず、最長3年の継続研究に関しても対象とする

なお、継続研究に関しては1年毎に報告書を提出するものとし、中間審査として助成選考委員会にて次年度以降の金額や継続可否を判断することとする

5. 助成額、募集期間

(1) 助成額

- ①一般助成 1件あたり 50万円まで

但し、「一般助成」のうち、特に「将来の展望・発展」を認める研究計画は、「特別助成」として、上限を100万円にすることもある

- ②若手奨励助成(40歳未満) 1件あたり 30万円まで

(2) 募集期間 令和4年4月1日～6月30日

6. 助成の対象となる経費

助成の対象となる経費は、活動にあたり通常必要とされる費用とし、諸給与・事務所維持費・生活費等の経費は除くものとします。ただし、活動のために臨時に雇い入れた者に対する謝礼金についてはこの限りではありません。

7. 応募手続

(1) 応募書類

- ①助成申請書

- ②履歴書(顔写真貼付、様式自由)

※グループ・団体の場合は代表者の履歴書を添付してください。

※ボールペン又は黒ペンで記入、又はプリンター等で印字してください。

(2) 応募方法

応募書類一式をこの法人宛にご郵送ください。

※直接のご持参はご遠慮ください。

(3) 応募・問い合わせ先

公益財団法人シオノ健康財団 助成事業係

〒103-0028 東京都中央区八重洲二丁目10番10号 新八重洲ビル 4F

TEL: 03-3548-8077(代表) FAX: 03-3548-8087 Mail: info@shiono.or.jp

8. 選考及び助成の決定

この法人に設置する選考委員会が選考し、理事会が決定します。

選考結果は令和4年7月下旬に応募者に文書で通知します。

9. 助成金の交付

原則として、令和4年8月に指定口座(申請者名義)への振込払いとします。

10. 助成対象者の義務等

活動終了後3カ月以内に、活動により得られた成果、今後の課題及び支出した金額等についての「完了報告書」に公表・発表できるデータを添付し、本法人に提出いただきます。

なお、完了報告書には、支出した費用については、領収書の添付が必須とする。

11. 個人情報の取り扱いについて

取得した申請者の個人情報は、本助成に係る目的にのみ使用いたします。